

【2015年12月9日開催：第105回化粧品広告審査会】

化粧品広告審査会において話題となった表現

「くすみ表現」

1. 媒体

雑誌広告

2. 製品

スキンケア類

3. 指摘事項

「くすみがちな○○肌もすみずみまで明るくなめらかに」

「くすみ・○○○ すっきり ぼろり」

4. 内容説明

メイクアップ効果に関すること以外で「くすみ」という言葉を使用する場合には、くすみの定義（要因）を明確にし、化粧品等の効能効果の範囲を逸脱しないこととなっておりますが、本広告には、定義（要因）の記載がなく、化粧品等の効能効果の範囲かどうか不明確です。

化粧品の対象となる「くすみ」は、乾燥による角質層の水分量低下や肌のキメの乱れ、角質層の重層化などの要因によって、肌の明度が一時的に低下し、暗く見える状態をいい、シミやソバカスによる肌の状態に起因するものではありません。

従って、認められる表現としては、①汚れの蓄積によるもの、②乾燥によるもの、③古い角質層によるもの等、その要因が化粧品の対象であることを明確にした、「くすみの要因となる古い角質層による汚れを洗い流す（又はふき取る）」、「乾燥によってくすんでみえる肌にうるおいを与え明るい印象へ導く」等が挙げられます。

5. ガイドライン

E 1 2 「くすみ」等の表現

[基準 3-(1) 医薬部外品の効能効果の表現の範囲]

[基準 3-(3) 化粧品の効能効果の表現の範囲]

(以上)